

社会福祉法人足立邦栄会
次世代育成支援第6期行動計画

次世代育成支援対策推進法（平成 17 年法律第 120 号）（令和 17 年 3 月 31 日までの時限立法）に基づき、社会福祉法人足立邦栄会では、第5期の行動計画の実施状況の検討を行い、新たに第6期計画を策定する。

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できる環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年間

2. 内容

目標 1：計画期間終了までに、男性職員の育児休業等及び育児目的休暇の取得率 20%を達成する。

<対策>

- 令和 7 年～ ①令和7年4月1日、10月1日改正予定の「育児・介護休業規法」に対応する体制を構築する。
- ②ポスター掲示を行い、周知を図る。

目標 2：常勤職員一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を15時間未満とする。

<対策>

- 令和 7 年度～ ①ノー残業デイの設定や定時退社の呼びかけ及び組織のトップから長時間労働是正に関する強いメッセージを発信する。
- ②業務の優先順位付けや業務負担の見直しを行う。